

宮崎学園短期大学学則

第1章 総 則

第1条 本学は、教育基本法並びに学校教育法に基づき、一般教養と密接な関連のもとに実際的な専門学術の理論及び職業技能を教授研究して、社会人類の福祉に貢献する人物を育成することを目的とする。

2 各学科の教育研究上の目的及び学位授与の方針は、別に定める。

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関する事項は別に定める。

第3条 本学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。

保 育 科	入学定員	210名	収容定員	420名
現代ビジネス科	入学定員	50名	収容定員	100名

第4条 本学の修業年限は、2年とする。

2 学生は、4年をこえて在学することはできない。

第2章 教 育 課 程

第5条 授業科目を一般教育科目、専門教育科目、図書館学に関する科目、音楽療法に関する科目、全国大学実務教育協会認定資格に関する科目に分ける。

2 前項に掲げる科目は、別表1に定める授業科目をもって構成する。

第6条 開講科目及び単位数は、別表1に定める。

第3章 履修方法、卒業の要件、学位の授与及び免許・資格

第7条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。また、芸術等の分野における個人指導による実技の授業科目については、本学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず，卒業研究等の授業科目については，これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められるときは，2単位を与える。

第8条 卒業に必要な単位は，62単位以上とし，その内訳は次のとおりである。

- (1) 一般教育科目については，総合科目4単位以上，合計14単位以上を修得しなければならない。なお，他学科専門教育科目のうち，別表2に定める科目については，6単位までを在籍学科の一般教育科目として充当できる。
- (2) 専門教育科目については，48単位以上を修得しなければならない。

第9条 学長は，本学に2年以上在学し，第8条に定める科目及び単位を修得して卒業の要件を充足した者には，教授会の議を経て，卒業を認定する。

2 前項の規定により卒業認定した者には，教授会の議を経て，本学学位規程の定めるところにより，短期大学士の学位を授与する。

第10条 本学の各学科において取得できる免許状・資格及び称号は，次のとおりである。

学 科	教育職員免許状	資 格	称 号
保 育 科	幼稚園教諭二種免許状	保育士資格 社会福祉主事任用資格 こども音楽療育士	音楽療法士（2種）
現代ビジネス科		司書 情報処理士 ビジネス実務士 上級ビジネス実務士 上級秘書士（メテ ^イ カル秘書） 社会福祉主事任用資格 実践キャリア実務士	

2 教育職員免許状を取得しようとする者は，教育職員免許法及び同法施行規則に規定された科目及び単位を修得しなければならない。

3 保育科において保育士資格を取得しようとする者は，卒業の要件を充足し，かつ，児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の2第1項第3号の規定により，厚生労働大臣の定める修業科目及び単位を修得しなければならない。

4 現代ビジネス科において司書となる資格を取得しようとする者は，卒業の要件を充足し，かつ，図書館法施行規則第4条（昭和25年文部省令第27号，平成21年4月30日一部改正）に規定された科目及び単位を修得しなければならない。

5 保育科・現代ビジネス科において，社会福祉主事任用資格を取得しようとする者は，社会福祉主事の設置に関する法律及び社会福祉主事の資格に関する科目指定に規定された科目を履修し，単位を修得しなければならない。

第11条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学において履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。なお単位互換にかかわる本学指定科目等は別に定める。

2 前項の規定は学生が外国の大学に留学する場合にも準用する。この場合修得したものとみなすことのできる単位数は、前項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

3 文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。学修の種類、認定科目の名称、認定単位等については別に定める。

4 前項の規定により与えることができる単位数は、第2項の規定による単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第12条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に他の大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、30単位を超えないものとする。

第13条 履修に関する細則は、別に定める。

第4章 学年・学期及び休業日

第14条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第15条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月 1日から9月30日まで

後期 10月 1日から翌年3月31日まで

第16条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 夏季休業（9月1日から9月30日まで）

(4) 冬季休業（12月24日から翌年1月7日まで）

(5) 春季休業（3月20日から3月31日まで）

2 学長は、前項の規定にかかわらず、必要があれば臨時に授業を行い、また、休業日を変更することができる。

第17条 1年間の授業を行う期間は、試験等の日数を含め、35週にわたること

を原則とする。

第5章 入学・休学・転学及び退学

第18条 入学の時期は、毎年4月とする。

2 前項の他にも必要と認めた場合は、学期の区分に従い入学することができる。

第19条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当にするものでなければならない。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校を卒業した者
- (3) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者及びこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年1月31日文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む）

第20条 入学を志願する者は、本学所定の入学願書に検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

第21条 入学志願者の検定料は、26,000円とする。

第22条 入学志願者には、別に定めるところにより選考を行う。

第23条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、保証人連署の誓約書・在学保証書（別紙第1号様式）及び住民票記載事項証明書を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対し、教授会の議を経て、入学を許可する。

第24条 入学を許可された者の入学金は、200,000円とする。

第25条 本人もしくは保証人につき届出事項に変更があった時は、直ちに届け出なければならない。

第26条 学長は、疾病その他やむを得ない理由により、3か月以上修学すること

ができない者があるときは、休学を許可することができる。

2 休学しようとする者はその理由を詳記し、保証人連署で願い出なければならない。ただし、疾病の場合は医師の診断書を添えなければならない。

第27条 休学の期間は1年以内とする。ただし、特別な理由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。休学の期間は通算して2年を超えることができない。

第28条 休学の期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

第29条 他の大学に入学又は転学を志望する者は、予め学長の許可を得なければならない。

第30条 学長は、他の大学から本学に転入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者について、既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い、並びに在学すべき年数を決定する。

3 その他転入学に関する規程は別に定める。

第31条 学長は、次の各号の一に該当する場合は、退学を認める。

(1) 疾病等により修学不能となり退学を申し出た者

(2) 本人に修学の意志がなく退学を申し出た者

(3) 家庭の事情により修学できないと本人が判断し退学を申し出た者

2 退学しようとする者はその事由を詳記し、保証人連署で願い出なければならない。

第32条 正当な事由で退学した者が復学を希望し、願い出たときは復学を許可することができる。

第33条 学長は、次の各号の一に該当する者は、除籍する。

(1) 第4条に定める在学年限をこえた者

(2) 第27条に定める休学の期間をこえて、なお修学できない者

(3) 学費納入の義務を怠り、督促状に指定された納入期限が過ぎてもなお納付しない者

(4) 死亡及び長期間にわたり行方不明の者

第6章 学 費

第34条 学費とは、次に掲げるものをいう。

授業料、施設費、実験実習費、その他

第35条 授業料は、年額540,000円とし、これを二期に分けて指定の期日

までに納入しなければならない。

第36条 授業料，施設費，実験実習費等については，次年次（その年度の入学生と同額）に変更することがある。

第37条 学費に関する細則は，別に定める。

第38条 委託学生，科目等履修生，研究生の選考料，登録料及び履修料は別に定める。

第7章 職員組織

第39条 本学に学長，副学長，教授，准教授，講師，助教及び助手，並びに事務職員及び技術職員を置く。

2 本学に学長補佐を置くことができる。

第40条 各職員の職務は，学校教育法の定めるところによる。

第8章 教授会

第41条 本学に教授会を置き，教授の全員をもって組織する。

2 学長は，必要に応じ，准教授・専任講師及びその他の職員を加えることができる。

第42条 教授会は，次の事項を審議し，学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学，卒業及び課程の修了に関すること。

(2) 学位の授与に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか，教育研究に関する重要な事項で，教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

2 教授会は，前項に規定するもののほか，学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し，及び学長の求めに応じ，意見を述べることができる。

第43条 教授会の運営について必要な事項は，学長が別に定める。

第9章 専攻科

第44条 本学に専攻科を設け，次の専攻を置く。

(1) 福祉専攻

第45条 専攻科（福祉専攻）の修業年限は1年とする。ただし，2年をこえて

在学することはできない。

第46条 専攻科（福祉専攻）（以下「福祉専攻」という。）は、介護福祉士の養成を目的とする。

第47条 福祉専攻の定員は、50名とする。

第48条 福祉専攻に入学することのできる者は、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第5条第1項の規定による教育機関として指定を受けた短期大学又は大学を卒業し、かつ、保育士の資格を有する者とする。

第49条 福祉専攻で開設する授業科目の種類及びその単位数等は、別表3に定める。

第50条 福祉専攻を修了し、介護福祉士の資格を取得するためには、学生は1年以上在学し、59単位以上を修得しなければならない。

2 学長は、別表3に定める授業科目の履修により、単位を修得した者には、教授会の議を経て、修了を認定する。

3 学長は、修了を認定した者に対して修了証書を授与する。

4 福祉専攻の単位修得については、本則第11・12条は適用しない。

5 その他、福祉専攻の履修に関する規程は、別に定める。

第51条 専攻科の入学検定料、入学金、授業料及びその他の諸納入金の金額は、次のとおりとする。

区 分		入学検定料	入学金	授業料	図書費	実習費	施設設備維持費
福祉専攻	本学卒業生	円 15,000	円 75,000	円 500,000	円 10,000	円 140,000	円 150,000
	一般入学生	円 25,000	円 150,000	円 500,000	円 10,000	円 140,000	円 150,000

第10章 奨 学 生

第52条 学生に対しては、必要に応じて別に定めるところにより宮崎学園奨学金を支給する。

第11章 委託学生・科目等履修生・研究生・外国人留学生・派遣学生・特別聴講学生

第53条 学長は、公共団体又はこれに準ずる機関から、本学の特定の科目について修学を委託されたときは、委託学生として履修を許可することがある。

第54条 学長は、本学の授業科目の履修を希望する者がいるときは、本学の教育

に支障のない限りにおいて科目等履修生として履修を許可することがある。科目等履修生に関する規程は、別に定める。

第55条 学長は、本学を卒業した者又は、これと同等以上の資格を有する者で、特に本学で研究を希望する場合は、研究生として修学を許可することがある。研究生は、指導教授を選び、一定の時期に研究の成果を報告しなければならない。研究生に関する規程は、別に定める。

第56条 学長は、第19条に定める入学資格を有する外国人で入学を希望する者に対し、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

第57条 派遣学生の規程は別に定める。

第58条 特別聴講学生の規程は別に定める。

第12章 賞 罰

第59条 学長は、在学中本学の教育目的に沿い、志操堅固にして成績優秀な者及び本学の諸活動に特に貢献した者を表彰することがある。

第60条 学長は、学生がその本分を守らない時は、これを懲戒する。懲戒は戒告、停学及び退学とする。

2 前項の退学等は、次の各号の一に該当する場合をいう。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- (2) 学業劣等で成業の見込みがないと認められた者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者

第13章 図 書 館

第61条 本学は、宮崎学園図書館を利用する。図書館に関する規程は別に定める。

第14章 附属施設

第62条 本学に幼保連携型認定こども園を置く。幼保連携型認定こども園に関する細則は別に定める。

附 則

本学則は昭和41年4月1日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は昭和42年4月1日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は昭和43年4月1日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は昭和45年4月1日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は昭和47年4月1日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は昭和48年4月1日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は昭和49年4月1日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は昭和50年4月1日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は昭和51年4月1日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は昭和52年4月1日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は昭和53年4月1日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は昭和54年4月1日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は昭和55年4月1日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は昭和56年4月1日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は昭和57年4月1日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は昭和58年4月1日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は昭和59年4月1日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は昭和60年4月1日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は昭和61年4月1日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は昭和62年4月1日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は昭和63年4月1日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は平成元年4月1日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は平成2年4月1日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

第 4 条に規定する国文科・英語科の学生定員は，平成 1 2 年度までの間は，次とおりにする。

年度 学科	平成 3 年度		平成 4 年度～ 1 1 年度		平成 1 2 年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
国 文 科	100名	175名	100名	200名	75名	175名
英 語 科	120名	220名	120名	240名	100名	220名

附 則

本学則は平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本学則は平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本学則は平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

ただし，第 4 条の規定にかかわらず，平成 6 年度の総定員は次のとおりとする。

保 育 科	2 7 0 名
国 文 科	1 5 0 名
初 等 教 育 科	1 4 0 名
音 楽 科	8 0 名
英 語 科	2 0 0 名

附 則

本学則は平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本学則は平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本学則は平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本学則は平成 1 0 年 4 月 1 日から適用する。

ただし，第 4 条の規定にかかわらず，学生定員は平成 1 2 年度までの間は，次のとおりとする。

年度 学科	平成 1 0 年度		平成 1 1 年度		平成 1 2 年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
保 育 科	1 8 0 名	3 0 0 名	1 8 0 名	3 6 0 名	1 8 0 名	3 6 0 名

国 文 科	8 5	1 8 5	8 5	1 7 0	6 0	1 4 5
初 等 教 育 科	5 0	1 1 0	5 0	1 0 0	5 0	1 0 0
音 楽 科	3 0	6 0	3 0	6 0	3 0	6 0
英 語 科	8 5	2 0 5	8 5	1 7 0	6 5	1 5 0

附 則

本学則は平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、第 4 条の規定にかかわらず、学生定員は平成 12 年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	平成 10 年度		平成 11 年度		平成 12 年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
保 育 科	180 名	300 名	180 名	360 名	180 名	360 名
国 文 科	85	185	85	170	60	145
初 等 教 育 科	50	110	50	100	50	100
音 楽 科	30	60	30	60	30	60
英 語 科	85	205	85	170	65	150

附 則

本学則は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 15 年度における設置学科及び学生定員は、第 3 条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

保育科	入学定員	180 名	収容定員	360 名
初等教育科	入学定員	50 名	収容定員	100 名
音楽科	入学定員	30 名	収容定員	60 名
人間文化学科	入学定員	120 名	収容定員	240 名
国文科			収容定員	85 名
英語科			収容定員	85 名

3 国文科・英語科は平成 14 年度をもって募集を停止し、在学生の卒業をまって廃止する。

4 平成 14 年度入学生の教育課程は従前のとおりとする。

5 第 10 条 3 項は、平成 15 年 1 月 28 日までは下記のとおりとする。

保育科において保育士資格を取得しようとする者は、卒業の要件を充足し、かつ、児童福祉法施行規則第 39 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により、厚生労働大臣の定める修業科目及び単位を修得しなければならない。

附 則

本学則は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 英語科は平成 15 年度をもって廃止する。

附 則

本学則は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 国文科は平成 16 年度をもって廃止する。

附 則

本学則は平成18年4月1日から施行する。

2 第3条の規定にかかわらず、平成18年度の収容定員は次のとおりとする。

保 育 科	3 9 0 名
初 等 教 育 科	1 0 0 名
音 楽 科	6 0 名
人間文化学科	2 1 0 名

3 第9条短期大学士の学位授与については、平成18年1月1日から施行する。

附 則

本学則は平成18年4月1日から施行する。

附 則

本学則は平成19年4月1日から施行する。

附 則

本学則は平成20年4月1日から施行する。

附 則

本学則は平成21年4月1日から施行する。

附 則

本学則は平成22年4月1日から施行する。

2 専攻科（音楽療法専攻2年課程）は、平成21年度をもって募集を停止し、
在学生の修了をまって廃止する。

附 則

本学則は平成23年4月1日から施行する。

附 則

本学則は平成24年4月1日から施行する。

附 則

本学則は平成25年4月1日から施行する。

附 則

本学則は平成26年4月1日から施行する。

2 平成26年度における設置学科及び学生定員は、第3条の規定にかかわらず、
次のとおりとする。

保 育 科	入学定員	2 1 0 名	収容定員	4 2 0 名
現代ビジネス科	入学定員	5 0 名	収容定員	1 0 0 名
初 等 教 育 科			収容定員	5 0 名
音 楽 科			収容定員	3 0 名
人間文化学科			収容定員	9 0 名

3 初等教育科・音楽科・人間文化学科は平成25年度をもって募集を停止し、
在学生の卒業をまって廃止する。

4 平成25年度入学生の教育課程は従前の通りとする。

附 則

本学則は平成27年4月1日から施行する。

2 初等教育科・音楽科・人間文化学科は平成26年度をもって廃止する。

附 則

本学則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 専攻科音楽療法専攻は平成 27 年度をもって廃止する。

附 則

本学則は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (学則第 5 条・第 6 条関係)

1 一般教育科目

(1) 人文の分野

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
哲 学		2	
倫 理 学		2	
心 理 学 概 論		2	
社 会 心 理 学		2	
文 学		2	
児 童 文 学		2	
宗 教 学		2	

(2) 社会の分野

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
日 本 国 憲 法		2	
地 理 学		2	
歴 史 学		2	
教 育 学 I		2	
教 育 学 II		2	
民 俗 学		2	
生 涯 学 習 概 論		2	
児 童 サ ー ビ ス 論		2	
環 シ ナ 海 地 域 史		2	

(3) 自然の分野

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
生 物 学		2	
化 学		2	
生 命 科 学		2	
数 学		2	
情 報 処 理 概 論		2	演 習

(4) 外国語科目

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 英 語 I		2	演 習
コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 英 語 II		2	演 習

(5) 保健体育科目

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
健 康 の 科 学		1	
体 育 実 技		1	実 技

(6) 総合科目

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
人間の研究Ⅰa(礼節)	1		演 習
人間の研究Ⅰb(礼節)	1		演 習
人間の研究Ⅱa(勤労)	1		演 習
人間の研究Ⅱb(勤労)	1		演 習
読む聞く書く話す入門		2	講 義
キャリアガイダンスⅠ		1	演 習
キャリアガイダンスⅡ		1	演 習
ボランティア実習Ⅰ		1	実 習
ボランティア実習Ⅱ		1	実 習

2 専門教育科目

(1) 保育科

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
〈教科に関する科目〉			
器 楽 Ⅰ	2		演 習
器 楽 Ⅱ		2	演 習
あそびと音楽Ⅰ		1	演 習
あそびと音楽Ⅱ		1	演 習
図 画 工 作 Ⅰ	1		演 習
図 画 工 作 Ⅱ	1		演 習
小 児 体 育 Ⅰ	1		演 習
小 児 体 育 Ⅱ	1		演 習
生 活		2	
児 童 文 学		2	
語 り 聴 か せ 入 門		2	演 習
卒 業 研 究		2	
あそびと言葉	1		演 習
〈教職に関する科目〉			
教 職 概 論	2		
教 育 原 理		2	
社 会 福 祉 論		2	
相 談 援 助		1	演 習

保育相談支援		1	演習
児童家庭福祉	2		
保育原理	2		
保育者論	2		
社会的養護		2	
教育心理学	2		
保育の心理学		1	演習
臨床心理学		2	
子どもの保健Ⅰ	4		
子どもの保健Ⅱ	1		演習
子どもの食と栄養		2	演習
家庭支援論		2	
教育課程論		2	
保育内容総論		1	演習
保育内容の研究			
健康	1		演習
保育内容の研究			
人間関係	1		演習
保育内容の研究			
環境	1		演習
保育内容の研究			
言葉	1		演習
保育内容の研究			
表現	1		演習
保育指導法Ⅰ			
(健康・環境)		1	演習
保育指導法Ⅱ			
(人間関係・言葉)		1	演習
保育指導法Ⅲ			
(表現)		1	演習
社会的養護内容		1	演習
低年齢児保育	2		演習
障害児保育Ⅰ		1	演習
障害児保育Ⅱ		1	演習
器楽活用法		2	演習
身体表現及び即興演奏法		2	演習
視聴覚教育		2	
幼児教育相談		2	
保育・教職実践演習(幼稚園)		2	演習
教育実習前後指導		1	実習
教育実習		4	実習

保育実習指導Ⅰ		2	演習
保育実習指導Ⅱ		1	演習
保育実習Ⅰa		2	実習
保育実習Ⅰb		2	実習
保育実習Ⅱ		2	実習
保育実習Ⅲ		2	実習

(2) 現代ビジネス科

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
日 本 語 表 現 法		2	
実 践 話 し こ と ば		2	
日 本 語 ト レ ー ニ ン グ		2	
フ レ ー ズ ン テ ー シ ョ ン 概 論		2	
フ レ ー ズ ン テ ー シ ョ ン 演 習		1	演 習
B u s i n e s s E n g l i s h		2	
情 報 処 理 演 習 Ⅰ		2	演 習
情 報 処 理 演 習 Ⅱ		2	演 習
情 報 機 器 利 用 フ レ ー ズ ン テ ー シ ョ ン 演 習		1	演 習
情 報 処 理 論		2	
情 報 サ ー ビ ス 論		2	
ビ ジ ネ ス 実 務 総 論		2	
ビ ジ ネ ス 実 務 総 論 Ⅱ		2	
ビ ジ ネ ス 実 務 演 習		2	演 習
ビ ジ ネ ス 実 務 演 習 Ⅱ		2	演 習
ス タ デ ィ ・ ス キ ル	1		演 習
企 業 簿 記 Ⅰ a	1		演 習
企 業 簿 記 Ⅰ b	1		演 習
企 業 簿 記 Ⅱ a		1	演 習
企 業 簿 記 Ⅱ b		1	演 習
現 代 ビ ジ ネ ス 論		2	
ビ ジ ネ ス 文 書 管 理		2	
経 営 学 総 論		2	
企 業 実 習 Ⅰ		1	実 習
企 業 実 習 Ⅱ		1	実 習
販 売 学 総 論 Ⅰ		2	
販 売 学 総 論 Ⅱ		2	
フ ァ イ ナ ン シ ャ ル プ ラ ン ナ ー 総 論 Ⅰ		2	
フ ァ イ ナ ン シ ャ ル プ ラ ン ナ ー 総 論 Ⅱ		2	
日 本 文 化 論		2	

国際文化論		2	
映像に見る異文化理解		2	
アジア地域研究		2	
イラスト入門		1	演習
ヴィジュアル・デザイン		1	演習
健康と疾病		2	
解剖生理Ⅰ		2	
解剖生理Ⅱ		2	
医療用語Ⅰ		2	
医療用語Ⅱ		2	
看護概論		2	
秘書学概論		2	
医療秘書学概論		2	
秘書実務演習Ⅰ		1	演習
秘書実務演習Ⅱ		1	演習
医療秘書実務Ⅰ		1	演習
医療秘書実務Ⅱ		1	演習
医療情報学		2	
医療関係法規Ⅰ		2	
医療関係法規Ⅱ		2	
医療保険事務概論Ⅰ		2	
医療保険事務概論Ⅱ		2	
医療保険事務演習		6	演習
医療秘書実技演習		8	演習
ガイドライン概論		2	
マーケティング		2	
疾病各論Ⅰ		2	
疾病各論Ⅱ		2	
医療情報処理		3	演習
患者論と医の倫理		2	
臨床検査と薬の知識Ⅰ		2	
臨床検査と薬の知識Ⅱ		2	
メディカル・コミュニケーション論		1	演習
卒業研究		2	
基礎経済		2	
実践ビジネス演習Ⅰ		2	演習
実践ビジネス演習Ⅱ		2	演習

3 図書館学に関する科目
現代ビジネス科

図書館学（Ⅰ）

授 業 科 目	単 位 数	備 考
生 涯 学 習 概 論	2	
図 書 館 概 論	2	
図 書 館 情 報 技 術 論	2	
図 書 館 制 度 ・ 経 営 論	2	
図 書 館 サ ー ビ ス 概 論	2	
情 報 サ ー ビ ス 論	2	
児 童 サ ー ビ ス 論	2	
情 報 サ ー ビ ス 演 習	2	演 習
図 書 館 情 報 資 源 概 論	2	
情 報 資 源 組 織 論	2	
情 報 資 源 組 織 演 習	2	演 習
図 書 ・ 図 書 館 史	1	
図 書 館 情 報 資 源 特 論	1	
図 書 館 実 習	1	実 習

4 音楽療法に関する科目

保育科

授 業 科 目	単 位 数	備 考
音 楽 療 法 概 論	2	
音 楽 療 法 演 習	2	演 習
音 楽 療 法 実 習	2	実 習
音 楽 療 法 総 合 演 習	2	演 習
音 楽 療 法 実 践	2	演 習
合 唱 I	2	演 習
声 楽	2	演 習
音 楽 鑑 賞 法	2	
音 楽 理 論	2	

5 全国大学実務教育協会認定資格に関する科目

(1) 情報処理士

現代ビジネス科

授 業 科 目	単 位 数	備 考
情 報 処 理 論	2	
情 報 処 理 演 習 I	2	演 習
経 営 学 総 論	2	
ビ ジ ネ ス 実 務 総 論	2	

プレゼンテーション概論	2	
プレゼンテーション演習	1	演習
情報処理演習Ⅱ	2	演習
ビジネス文書管理	2	
キャリアガイダンスⅠ	1	演習
実践ビジネス演習Ⅰ	2	演習
医療秘書実技演習	8	演習
企業実習Ⅰ	1	実習

(2) ビジネス実務士

現代ビジネス科

授業科目	単位数	備考
ビジネス実務総論	2	
ビジネス実務演習	2	演習
経営学総論	2	
情報処理演習Ⅰ	2	演習
情報処理論	2	
現代ビジネス論	2	
ビジネス文書管理	2	
キャリアガイダンスⅠ	1	演習
実践ビジネス演習Ⅰ	2	演習
企業実習Ⅰ	1	実習

(3) 上級ビジネス実務士

現代ビジネス科

授業科目	単位数	備考
ビジネス実務総論	2	
ビジネス実務総論Ⅱ	2	
ビジネス実務演習	2	演習
ビジネス実務演習Ⅱ	2	演習
プレゼンテーション概論	2	
Business English	2	
ビジネス文書管理	2	
経営学総論	2	
現代ビジネス論	2	
情報処理演習Ⅰ	2	演習
情報処理演習Ⅱ	2	演習
情報処理論	2	

実践ビジネス演習Ⅰ	2	演習
実践ビジネス演習Ⅱ	2	演習
企業実習Ⅰ	1	実習
企業実習Ⅱ	1	実習

(4) 上級秘書士(メディカル秘書)

現代ビジネス科

授業科目	単位数	備考
秘書学概論	2	
秘書実務演習Ⅰ	1	演習
秘書実務演習Ⅱ	1	演習
医療秘書実技演習	8	演習
ビジネス実務演習	2	演習
ビジネス文書管理	2	
情報処理論	2	
医療秘書学概論	2	
医療秘書実務Ⅰ	1	演習
医療秘書実務Ⅱ	1	演習
医療保険事務概論Ⅰ	2	
医療保険事務概論Ⅱ	2	
臨床検査と薬の知識Ⅰ	2	
臨床検査と薬の知識Ⅱ	2	
メディカル・コミュニケーション論	1	演習
情報処理演習Ⅰ	2	演習
医療用語Ⅰ	2	
医療用語Ⅱ	2	

(5) 実践キャリア実務士

現代ビジネス科

授業科目	単位数	備考
キャリアガイダンスⅠ	1	演習
キャリアガイダンスⅡ	1	演習
ビジネス実務総論	2	
日本語表現法	2	
情報処理演習Ⅰ	2	演習
ビジネス文書管理	2	
秘書学概論	2	
企業簿記Ⅰ a	1	演習
企業簿記Ⅰ b	1	演習

企 業 簿 記 II a	1	演 習
企 業 簿 記 II b	1	演 習
実 践 ビ ジ ネ ス 演 習 I	2	演 習
医 療 秘 書 実 技 演 習	8	演 習

(6) こども音楽療育士
保育科

授 業 科 目	単 位 数	備 考
こども音楽療育概論	2	
こども音楽療育演習	1	演 習
こども音楽療育実習	1	実 習
教 育 心 理 学	2	
保 育 の 心 理 学	1	演 習
臨 床 心 理 学	2	
障 害 児 保 育 I	1	演 習
障 害 児 保 育 II	1	演 習
音 楽 心 理 学	2	
心 理 学 概 論	2	
社 会 心 理 学	2	
子 ども の 保 健 I	4	
子 ども の 保 健 II	1	演 習
保 育 内 容 の 研 究 健 康	1	演 習
保 育 内 容 の 研 究 環 境	1	演 習
医 学 概 論	2	
精 神 保 健	2	
あ そ び と 音 楽 I	1	演 習
あ そ び と 音 楽 II	1	演 習
器 楽 I	2	演 習
器 楽 II	2	演 習
器 楽 活 用 法	2	演 習
器 楽 活 用 の 基 礎	2	演 習
音 楽 と 身 体 表 現	2	演 習
保 育 内 容 の 研 究 表 現	1	演 習
身 体 表 現 及 び 即 興 演 奏 法	2	演 習
合 唱 I	2	演 習

6 全国音楽療法士養成協議会称号に関する科目

(1) 音楽療法士(2種)

保育科

授 業 科 目	単 位 数	備 考
音 楽 理 論	2	
音 楽 鑑 賞 法	2	
あ そ び と 音 楽 I	1	演 習
あ そ び と 音 楽 II	1	演 習
器 楽 I	2	演 習
器 楽 II	2	演 習
合 唱 I	2	演 習
声 楽	2	演 習
身 体 表 現 及 び 即 興 演 奏 法	2	演 習
器 楽 活 用 法	2	演 習
音 楽 療 法 概 論	2	
音 楽 療 法 演 習	2	演 習
音 楽 療 法 総 合 演 習	2	演 習
音 楽 療 法 実 践	2	演 習
教 職 概 論	2	
保 育 原 理	2	
児 童 家 庭 福 祉	2	
社 会 福 祉 論	2	
子 ど も の 保 健 I	4	
子 ど も の 保 健 II	1	演 習
保 育 の 心 理 学	1	演 習
教 育 心 理 学	2	
保 育 実 習 I b	2	実 習
音 楽 療 法 実 習 (前 後 指 導 も 含 む)	2	実 習

別表2 (学則第8条関係)

在籍学科の一般教育科目として振替え可能な他学科専門教育科目

(1) 保育科

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
合 唱 I		2	演 習 人文の分野
声 楽		2	演 習 人文の分野
音 楽 鑑 賞 法		2	人文の分野
音 楽 理 論		2	人文の分野

別表 3 (学則第 49 条関係)

専攻科 (福祉専攻)

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
社 会 制 度 論	2		
介 護 福 祉 概 論 I	6		
介 護 福 祉 概 論 II	4		
介 護 福 祉 概 論 III	2		
コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 技 術 I	2		
コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 技 術 II	1		演 習
生 活 支 援 総 論	2		
生 活 支 援 技 術	1		演 習
日 常 生 活 支 援 技 術 I	2		演 習
日 常 生 活 支 援 技 術 II	3		演 習
日 常 生 活 支 援 技 術 III	3		演 習
介 護 過 程 総 論	4		
介 護 過 程 演 習	3		演 習
介 護 総 合 演 習	2		演 習
介 護 実 習	5		実 習
発 達 老 化 総 論	2		
認 知 症 総 論 I	2		
認 知 症 総 論 II	2		
障 害 総 論	2		
心 身 医 学 概 論 I	2		
心 身 医 学 概 論 II	2		
医 療 的 ケ ア I	4		
医 療 的 ケ ア II	1		演 習

別表 4 (学則第 11 条関係)

1 高等教育コンソーシアム宮崎単位互換協定に基づく本学指定科目

授 業 科 目	単 位 数		備 考 (開講大学)
	必 修	選 択	
岩 か ら 土 へ の 科 学		2	南九州大学
人 間 形 成 論		2	南九州短期大学
人 権 論		2	宮崎県立看護大学
国 際 社 会 学		2	宮崎公立大学
国 際 保 健 論		2	九州保健福祉大学
園 芸 論		2	九州保健福祉大学
子育て・子育て・とも育ち		2	宮崎大学
宮崎県の経済と地域の活性化		2	宮崎大学
都 市 計 画		2	宮崎大学

M O U S セミナー		2	宮崎産業経営大学
宮崎の郷土と文化		2	宮崎大学

2 文部科学大臣が定める技能資格の単位認定に関する科目

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
簿 記 検 定 A		1	日商簿記3級
簿 記 検 定 B		2	日商簿記2級
秘 書 検 定 A		1	秘書技能検定2級
秘 書 検 定 B		2	秘書技能検定準1級
漢 字 検 定 A		1	日本漢字能力検定3級
漢 字 検 定 B		2	日本漢字能力検定2級
パ ソ コ ン 検 定 A		1	パソコン検定準2級
パ ソ コ ン 検 定 B		2	パソコン検定2級
オ フ ィ ス A		1	Microsoft office Specialist スペシャリストレベル
オ フ ィ ス B		2	Microsoft office Specialist エキスパートレベル
販 売 学 総 論 I		2	日本商工会議所販売士3級
販 売 学 総 論 II		2	日本商工会議所販売士2級